

## 埼玉県家畜伝染病対策事業費補助金交付要綱

令和4年3月18日付け畜安第1050号

令和4年9月28日一部改正

### (趣旨)

第1条 県は、家畜伝染病のまん延防止対策を適正に実施するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）に基づく家畜等の移動の制限等により経営に影響を受けた畜産農家等に対して、予算の範囲内で埼玉県家畜伝染病対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、家畜伝染病予防費負担金交付要綱（平成27年10月1日27消安第3432号農林水産事務次官依命通知）、家畜伝染病予防法第60条第2項の規定による助成措置の対象となる額の算定基準（平成23年7月1日付け23消安第1925号農林水産省消費・安全局長通知。以下「算定基準」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、家伝法第32条、第33条又は第34条の規定により、影響を受けた畜産農家等とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

### (欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人

と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)

- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(交付の申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記様式第1号において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書は、別に定める日までに知事に提出しなければならない。
- 4 補助対象者は、前条の欠格事由に該当しないことを確認し、別記様式第2号を補助金交付申請書とあわせて知事に提出しなければならない。
- 5 補助対象者は、補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合には、これを減額しなければならない。

(補助金の交付決定・額の確定通知)

第5条 知事は第4条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは補助金の交付決定を行うとともに、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第3号により畜産農家等に通知する。

(申請の取下げ)

第6条 補助対象者は、規則第8条第1項の申請の取下げをする場合には、規則第7条の規定による交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付時期等)

第7条 補助金は、規則第14条の規定による額の確定後に交付する。

2 補助対象者は、別に知事が指定するところにより、補助金請求書(別記様式第4号)を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第8条 規則第4条の交付の申請があった場合において、当該申請をした補助対象者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第17条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の提出部数)

第9条 この要綱に基づく書類の提出部数は、1部とする。

(帳簿及び証拠書類等の保存)

第10条 補助対象者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第11条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月18日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 埼玉県CSF緊急対策（移動制限等を受けた農家への損失補てん）事業費補助金交付要綱（令和元年10月15日付け畜安第1005号）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、廃止前の埼玉県CSF緊急対策（移動制限等を受けた農家への損失補てん）事業費補助金交付要綱に基づき行われている事業については、当該廃止前の要綱の規定について、なおその効力を有するものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和4年9月28日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助率
1 家畜等売上減少額(算定基準第2の2(1)①に係るもの) 家伝法第32条、第33条又は第34条の規定により家畜等の出荷が制限されたことによる、家畜等の売上減少額として知事が認めるもの	10分の10以内
2 飼料費等増加額(算定基準第2の2(1)②に係るもの) 家伝法第32条、第33条又は第34条の規定により家畜等の出荷が制限されたことによる、飼料費等の増加額として知事が認めるもの	10分の10以内

別記

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

埼玉県家畜伝染病対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書

（あて先）

埼玉県知事

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の職名・氏名

埼玉県家畜伝染病対策事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 対象農場の名称及び所在地等  
名称  
所在地  
飼養家畜の種類  
農場区分 移動等制限区域内農場・出荷自粛農場

添付書類

・「家畜伝染病予防法第60条第2項の規定による助成措置の対象となる額の算定基準」に基づき算定するために必要な書類

様式第2号（第4条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

住 所 又 は 所 在 地：

---

氏名又は名称及び代表者職名・氏名：

---

様式第3号（第5条関係）

畜安第 号  
年 月 日

埼玉県家畜伝染病対策事業費補助金交付決定兼交付額の確定通知書

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県家畜伝染病対策事業費補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則第5条及び第14条の規定により、下記のとおり交付決定し、額を確定する。

記

交付決定額・確定額 金 円



埼玉県家畜伝染病対策事業費補助金請求書

（あて先）

埼玉県知事

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の職名・氏名

年 月 日付け畜安第 号で交付決定のあった埼玉県家畜伝染病対策事業費補助金について、同補助金交付要綱第7条の第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 金 円

2 請求額 円

3 補助金の振込先

金融機関名 (支所・支店名)

預金種別 当座・普通・その他 ( )

口座番号

口座名義 (カナ: )